

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第43号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（入園料の免除） 第10条の3 次の各号のいずれかに該当する者については、入園料を免除する。 （1）～（6） 略 <u>（7） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者</u> <u>（8） 児童福祉法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者</u> <u>（9） 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者</u> <u>（10） 難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者</u> <u>（11） 難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療受給者証の交付を受けている者</u> <u>（12） 略</u> <u>（13） 略</u> ア 県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（高等学校、大学、高等専門学校及び幼稚園を除く。）の児童又は生徒であって当該学校の教職員が引率の上入園するもの<u>並びに当該児童又は生徒を引率して入園する当該教職員</u> イ 県内の保護施設、児童福祉施設又は老人福祉施設の在籍者であって当該施設の職員が引率の上入園するもの<u>並びに当該在籍者を引率して入園する当該職員</u> ウ 略	（入園料の免除） 第10条の3 次の各号のいずれかに該当する者については、入園料を免除する。 （1）～（6） 略 <u>（7） 略</u> <u>（8） 次に掲げる者を20人以上含む団体で入園する者のうち、次に掲げる者</u> ア 県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（高等学校、大学、高等専門学校及び幼稚園を除く。）の児童又は生徒で、<u>当該学校の教職員が引率の上入園するもの</u> イ 県内の保護施設、児童福祉施設又は老人福祉施設の在籍者<u>で、</u>当該施設の職員が引率の上入園するもの ウ 略

(14)～(16) 略

2～4 略

5 第1項第4号から第11号までに掲げる者は、入園の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医療受給者証又は登録者証を提示しなければならない。

6 前項の規定による提示は、同項に規定する手帳、医療受給者証又は登録者証の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。

7 第1項第13号に掲げる者は、あらかじめ、有料公園入園料免除申請書（第15号様式）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

（商工奨励館の使用料）

第10条の7 条例別表第2の5(2)の表栗林公園の項に規定する商工奨励館に係る午前8時30分から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の使用料及び午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料、附属設備又は器具の使用料並びに冷暖房使用料は、別表第3のとおりとする。

別表第2（第10条の2関係）

1 回数券により利用する場合の入園料

回数券の種類	金 額
一般（個人利用の11回分）	5,000円
略	

2 略

別表第3（第10条の7関係）

1 商工奨励館に係る午前8時30分から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合及び午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合並びにあらかじめ許可を受けた時間を超えて使用する場合の使用料

(9)～(11) 略

2～4 略

5 第1項第4号に掲げる者は、入園の際、身体障害者手帳を提示しなければならない。

6 第1項第5号に掲げる者は、入園の際、療育手帳を提示しなければならない。

7 第1項第6号に掲げる者は、入園の際、精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

8 第5項から前項までの規定による提示は、これらの規定に規定する手帳の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。

9 第1項第8号に掲げる者は、あらかじめ、有料公園入園料免除申請書（第15号様式）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

（商工奨励館の使用料）

第10条の7 条例別表第2の5(2)の表栗林公園の項に規定する商工奨励館に係る午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料、附属設備又は器具の使用料及び冷暖房使用料は、別表第3のとおりとする。

別表第2（第10条の2関係）

1 回数券により利用する場合の入園料

回数券の種類	金 額
一般（個人利用の11回分）	4,100円
略	

2 略

別表第3（第10条の7関係）

1 商工奨励館に係る午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて使用する場合の使用料

区 分	単 位	金 額
本館階上 専用使用の場合	1 時間当たり	<u>2,310円</u>
北館 専用使用の場合	1 時間当たり	<u>5,090円</u>
和室	1 時間当たり	<u>460円</u>
北控室	1 時間当たり	<u>260円</u>
南控室	1 時間当たり	<u>210円</u>

2 冷暖房使用料

区 分	単 位	金 額
本館階上 専用使用の場合	午前 午後 1 日 1 時間当たり 超過 1 時間当たり	<u>1,350円</u> <u>1,350円</u> <u>2,700円</u> <u>400円</u> <u>400円</u>
北館 専用使用の場合	午前 午後 1 日 1 時間当たり 超過 1 時間当たり	<u>2,500円</u> <u>2,500円</u> <u>5,000円</u> <u>750円</u> <u>750円</u>
和室	午前 午後 1 日 1 時間当たり 超過 1 時間当たり	<u>130円</u> <u>130円</u> <u>260円</u> <u>40円</u> <u>40円</u>
北控室	午前 午後 1 日 1 時間当たり 超過 1 時間当たり	<u>200円</u> <u>200円</u> <u>400円</u> <u>60円</u> <u>60円</u>
南控室	午前 午後	<u>160円</u> <u>160円</u>

区 分	単 位	金 額
本館階上 専用使用の場合	1 時間当たり	<u>1,750円</u>
北館 専用使用の場合	1 時間当たり	<u>4,710円</u>
和室	1 時間当たり	<u>430円</u>
北控室	1 時間当たり	<u>240円</u>
南控室	1 時間当たり	<u>200円</u>

2 冷暖房使用料

区 分	単 位	金 額
本館階上 専用使用の場合	午前 午後 1 日 超過 1 時間当たり	<u>1,020円</u> <u>1,020円</u> <u>2,040円</u> <u>300円</u>
北館 専用使用の場合	午前 午後 1 日 超過 1 時間当たり	<u>1,900円</u> <u>1,900円</u> <u>3,800円</u> <u>570円</u>
和室	午前 午後 1 日 超過 1 時間当たり	<u>90円</u> <u>90円</u> <u>180円</u> <u>30円</u>
北控室	午前 午後 1 日 超過 1 時間当たり	<u>150円</u> <u>150円</u> <u>300円</u> <u>50円</u>
南控室	午前 午後	<u>110円</u> <u>110円</u>

	1 日	<u>320円</u>
	<u>1 時間あたり</u>	<u>50円</u>
	超過 1 時間あたり	<u>50円</u>

備考 略

3 略

	1 日	<u>220円</u>
	超過 1 時間あたり	<u>30円</u>

備考 略

3 略

第15号様式（第10条の3 関係）

（日本産業規格A列5番）

冊号						
有料公園入園料免除申請書						
年 月 日						
所長 殿						
申請人 住 所						
氏 名						
次により入園したいので入園料を免除してください。						
目 的						
団 体 名						
引率者 (代表者) 職氏名		人 員				
冷暖房使用料入 園 年 月 日	年 月 日 時から 時まで					
次の条項により免除してよろしいでしょうか。						
1 香川県都市公園規則第10条の3 第1項第13号ア該当 2 香川県都市公園規則第10条の3 第1項第13号イ該当 3 香川県都市公園規則第10条の3 第1項第13号ウ該当						
決 裁	所 長		総課 務長		担当	

第15号様式（第10条の3 関係）

（日本産業規格A列5番）

冊号						
有料公園入園料免除申請書						
年 月 日						
所長 殿						
申請人 住 所						
氏 名						
次により入園したいので入園料を免除してください。						
目 的						
団 体 名						
引率者 (代表者) 職氏名		人 員				
入 園 年 月 日	年 月 日 時から 時まで					
次の条項により免除してよろしいでしょうか。						
1 香川県都市公園規則第10条の3 第1項第8号ア該当 2 香川県都市公園規則第10条の3 第1項第8号イ該当 3 香川県都市公園規則第10条の3 第1項第8号ウ該当						
決 裁	所 長		総課 務長		担当	

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び次項の規定は、同年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに有料公園に係る回数券を購入し、同日以後当該回数券により有料公園を利用する者の入園料の額については、改正後の香川県都市公園規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の1及び2の表の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正前の第15号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。